

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十六号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「規定する手当」の下に「（次項において「特地勤務手当等」という。）」を加え、同条第五項中「もの」の下に「及び条例第九条第四項又は第六条第一項の規定により算出されている職員に係る特地勤務手当等」を、「第四条第一項」の下に「又は条例第九条第四項若しくは第六条第一項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。